

厚生労働省の取り組み

1 食品中の放射性物質対策

食品中の放射性物質の基準値を設定し、検査を行い、基準値を超えている場合には、出荷を止めるなどの対策をとっています。

平成24年4月から、食品中の放射性物質について、現行の基準値を定めました。

基準値を超える食品が流通しないよう、国のガイドラインに基づいて地方自治体が検査を行っており、すべての検査結果を、厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」で公表しています。

基準値を超える食品が地域的に広く認められた場合には、地域や品目ごとに出荷制限を行い、流通を止めます。また、各地での検査は、作物の出荷が始まる直前に行うなど、基準値を超える食品が市場に出回ることのないよう工夫しています。

放射性物質の基準値

平成24年4月から、食品衛生法に基づく規格として、食品群ごとに放射性セシウムの上限を定めました。

基準値については、食べ続けたときに、その食品に含まれる放射性物質から生涯に受ける影響が、十分小さく安全なレベル（年間1ミリシーベルト以下）になるように定められています。

放射性セシウムの基準値

| 食品群 | 基準値（1kgあたり） |
|-------|-------------|
| 一般食品 | 100ベクレル |
| 乳児用食品 | 50ベクレル |
| 牛乳 | |
| 飲料水 | 10ベクレル |



放射性物質の検査の様子

対策の流れ

検査を実施 → 結果をすべて公表

もし、基準値を超えたら

その食品をロットごとに回収・廃棄

地域的な広がりがあったら

地域・品目ごとに出荷をストップ
(原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限)

著しく高い値だったら

自家栽培など食べるのもストップ
(原子力災害対策特別措置法に基づく摂取制限)

取り組み内容

| | |
|------------|--|
| 基準値の設定 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故後、食品中の放射性物質の暫定規制値をすみやかに設定。その後、長期的な観点から新たな基準値を設定し、平成24年4月1日から施行 |
| 検査結果の公表 | 地方自治体などが行った検査結果をとりまとめ、厚生労働省のホームページですべて公表（※1） |
| 出荷制限など | 国（原子力災害対策本部）が、出荷制限・摂取制限を行っている食品については、厚生労働省のホームページで公表（※2） |
| 消費者等への情報提供 | 厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」を随時更新（※1、※2を含む） http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html |